

滋賀デスティネーションキャンペーン「癒しがいっぱい、シガリズム。」
ロゴデザイン使用取扱要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下「協議会」）が権利を保有する滋賀デスティネーションキャンペーン「癒しがいっぱい、シガリズム。」ロゴデザイン（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ロゴは、滋賀デスティネーションキャンペーンの周知および広報を目的として作成される広報物ならびに当該キャンペーンに関連して販売される商品等に使用するものとする。

(使用届の提出)

第3条 ロゴを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ協議会会長（以下「会長」という。）に所定の WEB フォームにより使用届を提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、届出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体、教育機関および研究開発機関が使用目的に沿って使用する場合
- (2) 報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- (3) その他会長が適当と認める場合

(届出の受理)

第4条 会長は、前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、これを受理する。

- (1) 法令または公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき。
 - (2) 協議会または滋賀県観光の信用もしくは品位を損なうおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治的活動または宗教的活動を支援し、またはこれらを公認しているとの誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - (5) 第7条に定める遵守事項に従って使用しないと認められるとき。
 - (6) その他会長が不適当と認めるとき。
- 2 会長は、届出の内容に不備または疑義があると認めるときは、その内容の修正その他必要な措置を求めることができる。
- 3 会長は、届出を受理したときは、メールその他の方法により通知する。
- 4 本要領に基づくロゴの使用は、前条の届出を行い、受理された時点から可能となる。

（使用期間）

第5条 ロゴの使用期間は、届出受理日から令和10年12月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同日までに実施される事業等に関連する物品・サービス等の提供・撤去等に要する合理的期間は、この限りではない。

（使用料）

第6条 ロゴの使用料は、無償とする。ただし、届出等にかかる費用は使用者が負担すること。

（遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、会長が適当と認める場合はこの限りではない。

- （1）届出に記載した目的および用途の範囲内で使用すること。
- （2）ロゴの使用権を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- （3）別添「滋賀DCマーク・ロゴタイプデザインマニュアル」に従って使用すること。
- （4）ロゴの色彩、縦横比、書体、構成等を変更しないこと。
- （5）ロゴの全部または一部を分解、加工、変形または改変して使用しないこと。
- （6）ロゴと誤認される類似デザインを制作または使用しないこと。
- （7）ロゴの使用により、協議会または滋賀県が特定の商品・サービスを推奨・保証していると誤認される表示を行わないこと。
- （8）ロゴまたはこれと類似する標章について、商標出願その他の権利取得行為を行わないこと。
- （9）ロゴを使用した商品・サービスに関する品質・表示・取引等に関する責任は、すべて使用者が負うこと。
- （10）法令および公序良俗を遵守すること。

（使用状況の確認）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、使用者に対しロゴの使用状況について報告を求め、または資料の提出もしくは実地確認を行うことができる。

（届出の不備）

第9条 提出された届出に、必要事項等の不備、その他本要領に定める要件の不適合が認められる場合、当該届け出は不受理とする。

- 2 不受理とする場合、会長は、届出者へその旨を通知し、必要に応じて修正後の再提出を求めることができる。
- 3 不受理の通知を受けた届け出は、正式な届け出として認められない。

（是正および使用中止）

第10条 会長は、使用が本要領に違反すると認める場合または不適當と認める場合に

は、使用者に対して是正を求め、または使用の中止を命ずることができる。

（責任の制限）

第 11 条 第 10 条の規定により使用の中止等を命じた場合において、使用者に損害が生じて、協議会は一切の責任を負わない。

2 ロゴの使用に起因して第三者に損害または損失を与えた場合は、使用者の責任と費用において解決するものとし、協議会は一切の責任を負わない。

（規定の変更）

第 12 条 協議会は、必要に応じて本要領を変更することができる。変更後の規定は、特段の定めがある場合を除き、既に届出を受けた使用にも適用する。

（補則）

第 13 条 本要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則

この使用取扱要領は、令和 8 年 3 月 27 日より施行する。